

女性活躍推進法に関する情報の公表について

1. 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

(1) 【労働者に占める女性労働者の割合】

	職員数	女性職員数	割合
2025年3月31日	529名	268名	50.66%
2024年3月31日	537名	274名	51.02%

(2) 【管理監督者に占める女性労働者の割合】

	管理監督者数	女性管理監督者数	割合
2025年3月31日	96名	5名	5.21%
2024年3月31日	99名	5名	5.05%

(3) 【役席に占める女性労働者の割合】

	役席者数	女性役席者数	割合
2025年3月31日	240名	59名	24.58%
2024年3月31日	241名	59名	24.48%

(4) 【常勤役員に占める女性の割合】

	常勤役員数	女性役員数	割合
2025年3月31日	10名	1名	10.00%
2024年3月31日	9名	1名	11.11%

(5) 【中途採用実績】

	職員数	採用数 (内女性)	割合 (内女性)
2024年度	529名	2名 (0名)	0.38% (0%)
2023年度	537名	2名 (0名)	0.37% (0%)
2022年度	543名	4名 (1名)	0.74% (0.18%)

(6) 【男女の賃金の差異】

	男性賃金に対する 女性賃金の割合	前年度比
職 員	64.8%	+3.2 ポイント
パート	76.6%	+2.5 ポイント
全 体	61.6%	+3.2 ポイント

【条件】

- ・対象期間：2024年4月1日～2025年3月31日
- ・職員には育児短時間勤務者を含む。
- ・賃金：定例給与、時間外勤務手当、賞与（業務の対価）を含み、通勤手当は除く

【補足説明】

- ・育児短時間【6時間～7.5時間】：男性職員における取得者割合 0%（前期比±0%）
女性職員における取得割合 9.19%（前期比△0.44%）
- ・職位における賃金基準に男女間の差異はないが、決算月賞与支給対象を総合職としているため、一般職選択割合の差が影響している。
（一般職の選択割合が全職員に対し男性 3.9%、女性 34.0%）
- ・女性の管理監督者および役席の割合が低いため。

2. 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

(1) 【男女別の育児休業取得率】

<基準日：2024年度末>

	男性職員	女性職員	合 計
出産（配偶者）	1名	13名	14名
育休取得者	1名	13名	14名
取得割合	100%	100%	100%

(2) 【1か月あたりの平均残業時間数】

2024年度 3時間10分（管理監督者を含む全職員）

2時間27分（管理監督者を除く）

(3) 【付与日数に対する有給取得率】

2024年度 平均有給取得日数 13.4日 付与に対する有給取得率 75.7%